

菊川市広告掲載封筒取扱要綱

平成19年6月6日
告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が使用する封筒に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する封筒)

第2条 広告を掲載する封筒(以下「封筒」という。)の種類、規格、仕様等は、別表に定めるものとする。

(封筒の製作方法)

第3条 市は、封筒を製作する者(以下「封筒取扱業者」という。)から無償により封筒の提供を受けるものとする。

2 封筒取扱業者は、広告主の募集から封筒の印刷、市への納品までの一切の業務を行うものとする。

3 封筒取扱業者は、広告の掲載期間の間は1社とする。

4 封筒取扱業者は、毎年度別に定める時期に募集を行うものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 封筒に掲載する広告の期間は、概ね1年間とする。ただし、これを短縮又は延長することができるものとする。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業とされる業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融、高利貸しに関するもの

(4) たばこに関するもの

(5) ギャンブルに関するもの

(6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(8) 占い、運勢判断に関するもの

(9) 興信所、探偵事務所等

(10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

(11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(12) 民事再生法及び会社更生法による再生、更生手続中の事業者

(13) 各種法令に違反しているもの

(14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告の掲載基準)

第6条 封筒に掲載することができる広告は、市民生活に関連したものであって、市内に事務所等を有するものを原則とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの、又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名を宣伝するもの
- (7) 社会問題について主義主張するもの
- (8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 市業務の執行に支障をきたすもの
- (12) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (13) その他市が広告として適当でないと認めるもの

2 広告主は、市に納めるべき税、料金等を滞納していないものとする。

(広告掲載封筒取扱業者の募集)

第7条 封筒取扱業者の募集は、広報きくがわ、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(封筒取扱業者の応募要件)

第8条 封筒取扱業者は、次の要件を満たしていることを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと
- (3) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を完納していること
- (4) 過去3年間で地方公共団体へ5以上の事業実績がある者

(封筒取扱業者の申込み)

第9条 封筒取扱業者に応募する者は、広告掲載封筒取扱業務申込書(様式第1号)及び広告掲載封筒に関する提案書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(封筒取扱業者の決定)

第10条 市長は、前条の申込書、提案書を受理したときは、第12条に規定する広告掲載審査委員会(以下「審査会」という。)の審査を経た後、封筒取扱業者を決定し、広告掲載封筒取扱業務決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(広告内容の審査)

第11条 前条の規定により決定通知を受けた封筒取扱業者は、指定された期日までに封筒の原稿を市に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により封筒の原稿を受理したときは、封筒に掲載する広告内容の可否を審査会において審査するものとする。

(確認書の締結)

第12条 市が封筒取扱業者から封筒の提供を受けるときは、封筒の製作に関して、市と封

筒取扱業者双方で確認書を締結するものとする。

(広告掲載審査委員会の設置)

第13条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、広告掲載審査委員会を置く。

- (1) 広告掲載封筒取扱業者の選定に関する事
- (2) 広告の掲載の可否に関する事
- (3) その他広告の掲載に関する事

(審査会の組織)

第14条 審査会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 審査会は以下の者をもって組織する。

委員長	副市長
副委員長	総務企画部長
委員	法制を所管する課長
委員	広報を所管する課長
委員	商工業振興を所管する課長
委員	人権を所管する課長

- (2) 審査会の事務局は、総務課に置く。

(審査会の会議等)

第15条 審査会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、審査委員会を総理し、会議の議長となる。
- (2) 審査会の会議は、委員長が招集し議事は出席者の過半数で決定する。
- (3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 審査会の会議を招集する余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(問題発生時の対応)

第16条 封筒取扱業者は、封筒の内容に関する苦情、その他の問題が発生したときはその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに苦情等の解決にあたることとする。

2 封筒取扱業者は、広告主に営業停止等の問題が発生したときは、速やかに市に報告するとともに当該封筒を全品回収し、代替の封筒を市に提供する。

3 市が封筒の使用について適当でないとしたときは、当該封筒の使用を取りやめるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

封筒のサイズ	発送用封筒：長形3号（幅120mm×長さ235mm） 窓口用封筒：長形3号（幅120mm×長さ235mm）
紙の種類	色：ゴールド又はクリーム色 古紙率：40%以上 紙厚：80g/m ² 以上
封筒表面のデザイン	市が指定するものとする
封筒表面の印刷色	市が指定するものとする
封筒の数量	市が指定するものとする
納入方法、納入時期	市が指定するものとする
広告の掲載場所	発送用封筒、窓口用封筒の裏面
広告の枠数	任意
広告の色	任意
広告のデザイン	市のイメージを損なわないものとする